

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

生活にお困りの方への支援情報(各種給付金や貸付など)を市HPに掲載しています。



国民年金保険料の臨時特例免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度下がり、国民年金保険料の納付が困難となった場合は、本人申告による所得見込額を用いた臨時特例免除申請ができます。また、学生についても同様に学生納付特例申請ができます。

対 次のすべてに該当する方

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
- 令和2年2月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる

※学生以外の方

□対象期間

令和2年2月分以降

□申請に必要なもの

- 身分証明書 ● 認め印 ● 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書(臨時特例用)

※学生の方

□対象期間

● 令和2年2～3月…令和元年度分

● 令和2年4月～令和3年3月…令和2年度分

□申請に必要なもの

- ①身分証明書 ②認め印 ③学生納付特例申請書 ④所得の申立書(臨時特例用) ⑤学生証

※③と④は申請年度分ごとに必要

申 〒188-8666市役所保険年金課国民年金係(田無庁舎2階)へ郵送または持参・市民課(保谷保健福祉総合センター)へ持参 ※申請書は日本年金機構HPで配布

問 ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

※平日午前8時30分～午後7時・第2(土)午前9時30分～午後4時

●武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411 (ナビダイヤル)

▶保険年金課国民年金係 ☎042-460-9825

介護保険料の減免および徴収の猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の方に対し、介護保険料の減免または徴収の猶予の特例制度があります。

※詳細は市HPまたは下記までお問い合わせください。

▶高齢者支援課介護保険料係 ☎042-420-2814

国民健康保険料の減免および徴収の猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の方に対し、国民健康保険料の減免または徴収の猶予の特例制度があります。

※詳細は市HPまたは下記までお問い合わせください。

▶減免について…保険年金課国保加入係 ☎042-460-9822

▶徴収の猶予について…保険年金課国保徴収係 ☎042-460-9824

国民健康保険・後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染もしくはその疑いのため、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

※申請される方は事前に電話でお問い合わせください。

問 ●西東京市国民健康保険の加入者…保険年金課国保給付係 ☎042-460-9821

●後期高齢者医療制度の加入者…東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519 (PHS・IP電話から ☎03-3222-4496)

▶保険年金課国保給付係 ☎042-460-9821

▶保険年金課後期高齢者医療係 ☎042-460-9823

新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者支援策 第2弾 市内事業者の固定費を助成します!

緊急事態宣言の発出により売り上げが減少するとともに国の持続化給付金の対象とならず、家賃や人件費などの固定費の支払いが負担となっている市内中小企業者の方に対する負担軽減および事業継続の支援を目的に経済対策第2弾として「市内事業者応援資金助成事業」を実施します。

内 毎月の支払いを必要とする固定費の一部として一律20万円支給

□対象・申込条件

市内に事業所がある事業者で、①②いずれかに該当すること

①令和2年4月または5月の売り上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している

②令和元年6月～令和2年4月に開業し、令和2年4月または5月の売り上げが開業後最大の売り上げの月と比べて20%以上減少している

※令和2年5月までの売り上げについて、国の持続化給付金を申請済み、もしくは申請予定の事業者は対象外

□認定書の申請期間

6月22日(月)～9月25日(金)

産業振興課(田無第二庁舎5階)で認定書申請窓口を開設します。

詳細は市HPをご確認ください。

□助成金の申請期間

認定書を取得後、7月3日(金)～9月30日(水)に西東京商工会のHPから申請

▶産業振興課 ☎042-420-2819

子育て世帯臨時特別給付金の申請の受付(公務員の方)

子育て世帯臨時特別給付金の申請が必要な公務員の方について、申請の受付を開始します。

※公務員以外の方で臨時特別給付金の支給対象者には、6月12日に案内を送付しました。公務員以外の方は申請不要です。

対 令和2年3月末時点で市内に住民登録があった方で、4月分(3月まで中学生だった児童も含む)の児童手当受給者のうち公務員の方

※特例給付(児童1人につき月額5,000円)の方は支給対象外

□提出書類 ●子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)

※申請書は勤務先から配布されます。勤務先から児童手当の受給証明を受

けてからご提出ください。

●振込口座が確認できる書類(キャッシュカードや通帳の写しなど)

□受付期間 7月1日(水)～11月30日(月)(必着)

□提出方法 〒188-8666市役所子育て支援課へ郵送または持参(田無第二庁舎2階)

※新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り郵送提出にご協力をお願いします。

□支給時期 9月ごろから順次支給

問 専用コールセンター

☎042-420-2866

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

75歳以上の方へ

「おうち時間応援パック」をお届けします(フレイル予防事業)

フレイル予防



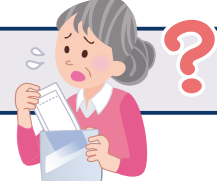
おうちの中で過ごすことが多くなり、心身の活力が低下していませんか。市内の75歳以上(令和2年5月25日時点)の方に、おうちでできる運動用品、食事・栄養に関する冊子、

熱中症予防グッズなどが入ったおうち時間応援パックをお届けします。

時 6月下旬配布予定

▶高齢者支援課 ☎042-420-2812

消費生活相談



注文した覚えのないマスクが届いた

Q 不審なビニール封筒が届き、開封するとマスクが数枚入っていた。発送元は海外のようだが注文した記憶は全くない。請求書は見当たらず、今後の対処法を知りたい。

A 新型コロナウイルス感染症に便乗した送り付け商法の可能性があります。事業者から事前の連絡もなく、突然商品が届く送り付け商法の場合、届いた時点では仮に開封していたとしても売買契約は成立していません。

この場合の売買契約は消費者が受け取りを了承し消費することにより成立しますので、商品受け取りから14日間は消費せず保管してください。14日間経過後は、使用も含め自由に処分しても良いことになっていますので、事業

者による請求や商品の返還にも応じる必要はありません。また、郵便局から届いた場合、未開封であれば受取を拒否することも可能です(受け取りサインが必要な郵送物の場合は不可)。

類似の事例で、ネット通販で別の商品を注文したところマスクが届いたという相談もあります。この場合の売買契約は既に成立しているため、まずは事業者に連絡し交換を求めることが必要です。しかし、悪質なサイトであれば連絡がつかない場合が多く、最終的には支払手段として利用したカード会社などに相談することになります。

詳細は下記までご相談ください。

▶消費者センター ☎

☎042-462-1100